

あなたの声を町政に

10人が一般質問



沢田正己議員

問

5月の連休に岡山県

和気藹に前を見に行つた。

観光客が多く、驚いた

300円、子どもが15
円、割引がある。開花

の期間中、毎日訪れると、

曜祭日はバスが何十台も

ほどにぎわうといふ。和

藤の穂木を譲り受け、接

ここに藤公園を作りたい

フォーラム中山に藤公園を実施は困難

実施は困難

答
(山口町長)

月に向けて指定管理者制度導入の具体的な検討に

和氣町の藤公園は和氣清麻呂生誕1250年
已故事美にて整備され

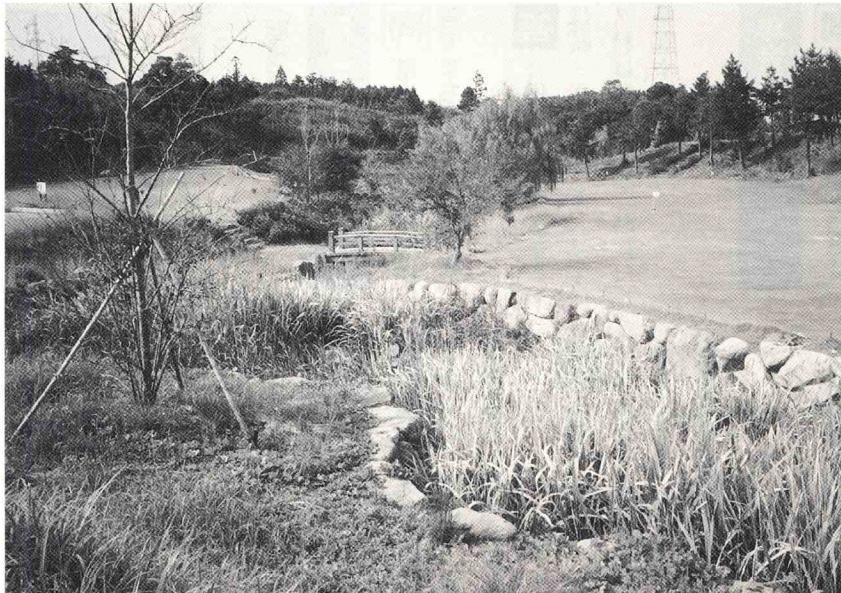
多くの観光客でにぎわっているとのことである。

平成17年の実績は約7万6千人の入り込みで黒字とのこと。

しかし、フォーラム中

センターなかやま・町立
図書館を除いて維持管理

経費削減のため、来年4





森田増範議員

大山恵みの里構想の具現化

行政と町民、互いの責任で

問 大山町総合計画で、まちづくりのシンボル施

策として位置づけた「大山恵みの里構想」。その実現にむけ振興計画が策定中であり、今秋に立案予定である。さまざまな分野の町民参画の中、策定された振興計画が、着実に実現していくため、その方策が重要なポイントとなる。デスクプラン的な計画にならないために、短・中・長期的に、また総合的に具現化し、事業推進していくための拠点・シンクタンク的な核となる組織体・事業体が不可欠で、今秋から来春にかけて、その体制づくりや検討が急がれる。

重要な期間であり、有能な人材確保も必要と考える。振興計画具現化に向けてどう取り組むのか。

答 (山口町長)

大山恵みの里構想推進に向けた基本的な要件として推進組織の充実、専門的知識を備えたスタッフの充実、リーダーの育成、拠点の整備が欠かせない。経済活動として成り立つ仕組みづくりも求められる。また、町民のこの活動への関わりも大切な要素である。行政任せや住民任せにならないよう、互いの責任を確認し合い取り組むことが望まれる。

大山を訪れる人は百万人を超えており、大山をキーワードにこの人たちを対象に事業展開し、大山町活性化の方向を考えている。

受け継ぎ、元気な未来を拓くまちづくり」に取り組んでいく。

成17年10月に「経営所得安定対策等大綱」を決定した。(1)品目横断的経営安定対策(2)米政策改革推進対策(3)農地・水・環境保全向上対策の三つから構成されており、19年4月から実施される。

特に、現在実施中の中

山間地等直接支払推進事業の平地版といわれる「農地・水・環境保全向上対策」は、農業者と地域住民が一体となって農地や農業用水等を守る共同活動等に交付金が支援される制度で、川役目、井手役目等すでに実施している現在の集落活動にとつて非常に有益な事業である。

できるだけ多くの集落が、十分な協議検討の上、19年度スタート時から取り組めるよう町の積極的な推進を望む。

答 (山口町長)

日農村地域の構造変化により集落機能が低下し、適切な保全管理が困難となってきた。町としても本事業を、農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図る契機とともに、地域ぐるみで行う共同作業を積極的

に支援する考えである。今後、施策の仕組みが具体化され次第説明会を開催し、多くの集落が参加されるよう推進する。具体的には10月に説明会を開催し、年内には参加希望のとりまとめを行う。



地域ぐるみで環境保全

問 国は新たな「食料・農業・農村基本計画」を

着手に実行するため、平

農地・水・環境保全向上対策の推進を 説明会を開催、年内にとりまとめる

答 (山口町長)

農地・農業用水等は社会的共通資本であり、その保全活動は従来、農村の慣行として農業者を中心に行われてきたが、今





西山富三郎議員

を持たず口は出すが手は出さない町民が増えるのではないか。

近隣同士のコミュニケーションをどう喚起していけるか。

(4) 区の設置は何世帯以上でできるか。

(5) 区長会が開催される。

事故等があつたら責任は誰が持つか。区長を非常勤特別職にしたらどうか。

(6) 法人格を有しない「地域自治区」の創設が示された。市町村の判断により条例で設置できる。本町では可能か。

答 (山口町長)

(1) 合併協議会で、旧3町3様の状況を検討した。自主性や行政からの独立性を保障すべきとの結論に達したことによるものである。

(2) 特別養護老人ホーム入所者を含め、中山地区37世帯。名和地区116世帯。大山地区39世帯。

(3) 転入・転居手続きの際に区長・自治会長に挨拶に行くように説明している。

(3) 「おらがところのムラ」新町に通さず文書を送っている世帯数は。

問 区・自治会は地縁団体、生活共同体として互助的な歴史・文化・伝統を育んできた。(1) 旧名和町は区長の設置条例を制定していた。(2) 区長を通さず文書を送っている世帯数は。

区長設置条例の制定

自主性、独立性を尊重したい

区・自治会の加入については強制的な勧奨はしていない。

(4) 自主的な組織であり何世帯以上という認定基準はない。宅地造成や区の統廃合による新たな組織誕生の可能性もあるので今後検討したい。

(5) 区の設置条例がない現行では、非常勤特別職にあたらない。責任所在は個人にあるものと考える。

(6) 地域自治区は小学校校区、あるいは昭和の大合併前の旧町村程度の規模で、その区域住民の中から市町村長が選任する者によって構成される地域協議会によって運営されることになる。

(1) 平成17年3月31日が期限であった。事務手続きはいつ完了したか。

(2) 個人に払下げすることができる。周知はしたか。払下の件数は。

(3) 通称庄内県道の歩道設置工事が計画されている。

(1) 公園に赤く示された里道を通称「赤線」、青く示された水路を「青線」と呼び国有財産として管理していた。

(2) 特別養護老人ホーム入

所を含め、中山地区37

世帯。名和地区116世

帯。大山地区39世

帯。

(3) 転入・転居手続きの際

に区長・自治会長に挨拶

に行くように説明してい

譲与された公共物の活用 多目的活用は必要

の公共物が持つ機能、用途が必要なくなったとの判断ができる場合のみ可能である。現時点では用途廃止、払下げの希望は24名24件である。

(3) 計画地には道路に接して建物があり、工事に伴い移転の必要が想定される。

(4) 12年4月1日に施行し、機能を有しているものについては市町村に無償で譲与した。

(5) 旧3町とも16年中に手続きを終え、期限内に譲与を受けた。

(6) 手続きの相手方が国から町に移つただけである。

(7) 制度そのものが変わつた訳ではなく周知は行つていい。

(8) ため池の用途を廃止し、有効活用として宅地造成を行うことも一つの方法であると思う。

(9) 譲与を受けた財産とはいえ関係者の同意が前提となる。多目的に有効活用することは必要である。

(10) ため池の用途を廃止し、

(11) 有効活用として宅地造成を行うことも一つの方法であると思う。

(12) 譲与を受けた財産とはいえ関係者の同意が前提となる。多目的に有効活用することは必要である。

(13) ため池の用途を廃止し、

(14) 有効活用として宅地造成を行うことも一つの方法であると思う。

(15) 譲与を受けた財産とはいえ関係者の同意が前提となる。多目的に有効活用することは必要である。

(16) ため池の用途を廃止し、

(17) 有効活用として宅地造成を行うことも一つの方法であると思う。

(18) 譲与を受けた財産とはいえ関係者の同意が前提となる。多目的に有効活用することは必要である。

(19) ため池の用途を廃止し、

(20) 有効活用として宅地造成を行うことも一つの方法であると思う。

(21) 譲与を受けた財産とはいえ関係者の同意が前提となる。多目的に有効活用することは必要である。

(22) ため池の用途を廃止し、

(23) 有効活用として宅地造成を行うことも一つの方法であると思う。

(24) 譲与を受けた財産とはいえ関係者の同意が前提となる。多目的に有効活用することは必要である。

(25) ため池の用途を廃止し、

(26) 有効活用として宅地造成を行うことも一つの方法であると思う。

(27) 譲与を受けた財産とはいえ関係者の同意が前提となる。多目的に有効活用することは必要である。

(28) ため池の用途を廃止し、

(29) 有効活用として宅地造成を行うことも一つの方法であると思う。

(30) 譲与を受けた財産とはいえ関係者の同意が前提となる。多目的に有効活用することは必要である。

(31) ため池の用途を廃止し、

(32) 有効活用として宅地造成を行うことも一つの方法であると思う。

(33) 譲与を受けた財産とはいえ関係者の同意が前提となる。多目的に有効活用することは必要である。

(34) ため池の用途を廃止し、

(35) 有効活用として宅地造成を行うことも一つの方法であると思う。

(36) 譲与を受けた財産とはいえ関係者の同意が前提となる。多目的に有効活用することは必要である。

(37) ため池の用途を廃止し、

(38) 有効活用として宅地造成を行うことも一つの方法であると思う。

(39) 譲与を受けた財産とはいえ関係者の同意が前提となる。多目的に有効活用することは必要である。

(40) ため池の用途を廃止し、

(41) 有効活用として宅地造成を行うことも一つの方法であると思う。

(42) 譲与を受けた財産とはいえ関係者の同意が前提となる。多目的に有効活用することは必要である。

(43) ため池の用途を廃止し、

(44) 有効活用として宅地造成を行うことも一つの方法であると思う。

(45) 譲与を受けた財産とはいえ関係者の同意が前提となる。多目的に有効活用することは必要である。

(46) ため池の用途を廃止し、

(47) 有効活用として宅地造成を行うことも一つの方法であると思う。

(48) 譲与を受けた財産とはいえ関係者の同意が前提となる。多目的に有効活用することは必要である。

(49) ため池の用途を廃止し、

(50) 有効活用として宅地造成を行うことも一つの方法であると思う。

(51) 譲与を受けた財産とはいえ関係者の同意が前提となる。多目的に有効活用することは必要である。

(52) ため池の用途を廃止し、

(53) 有効活用として宅地造成を行うことも一つの方法であると思う。

(54) 譲与を受けた財産とはいえ関係者の同意が前提となる。多目的に有効活用することは必要である。

(55) ため池の用途を廃止し、

(56) 有効活用として宅地造成を行うことも一つの方法であると思う。

(57) 譲与を受けた財産とはいえ関係者の同意が前提となる。多目的に有効活用することは必要である。

(58) ため池の用途を廃止し、

(59) 有効活用として宅地造成を行うことも一つの方法であると思う。

(60) 譲与を受けた財産とはいえ関係者の同意が前提となる。多目的に有効活用することは必要である。

(61) ため池の用途を廃止し、

(62) 有効活用として宅地造成を行うことも一つの方法であると思う。

(63) 譲与を受けた財産とはいえ関係者の同意が前提となる。多目的に有効活用することは必要である。

(64) ため池の用途を廃止し、

(65) 有効活用として宅地造成を行うことも一つの方法であると思う。

(66) 譲与を受けた財産とはいえ関係者の同意が前提となる。多目的に有効活用することは必要である。

(67) ため池の用途を廃止し、

(68) 有効活用として宅地造成を行うことも一つの方法であると思う。

(69) 譲与を受けた財産とはいえ関係者の同意が前提となる。多目的に有効活用することは必要である。

(70) ため池の用途を廃止し、

(71) 有効活用として宅地造成を行うことも一つの方法であると思う。

(72) 譲与を受けた財産とはいえ関係者の同意が前提となる。多目的に有効活用することは必要である。

(73) ため池の用途を廃止し、

(74) 有効活用として宅地造成を行うことも一つの方法であると思う。

(75) 譲与を受けた財産とはいえ関係者の同意が前提となる。多目的に有効活用することは必要である。

(76) ため池の用途を廃止し、

(77) 有効活用として宅地造成を行うことも一つの方法であると思う。

(78) 譲与を受けた財産とはいえ関係者の同意が前提となる。多目的に有効活用することは必要である。

(79) ため池の用途を廃止し、

(80) 有効活用として宅地造成を行うことも一つの方法であると思う。

(81) 譲与を受けた財産とはいえ関係者の同意が前提となる。多目的に有効活用することは必要である。

(82) ため池の用途を廃止し、

(83) 有効活用として宅地造成を行うことも一つの方法であると思う。

(84) 譲与を受けた財産とはいえ関係者の同意が前提となる。多目的に有効活用することは必要である。

(85) ため池の用途を廃止し、

(86) 有効活用として宅地造成を行うことも一つの方法であると思う。

(87) 譲与を受けた財産とはいえ関係者の同意が前提となる。多目的に有効活用することは必要である。

(88) ため池の用途を廃止し、

(89) 有効活用として宅地造成を行うことも一つの方法であると思う。

(90) 譲与を受けた財産とはいえ関係者の同意が前提となる。多目的に有効活用することは必要である。

(91) ため池の用途を廃止し、

(92) 有効活用として宅地造成を行うことも一つの方法であると思う。

(93) 譲与を受けた財産とはいえ関係者の同意が前提となる。多目的に有効活用することは必要である。

(94) ため池の用途を廃止し、

(95) 有効活用として宅地造成を行うことも一つの方法であると思う。

(96) 譲与を受けた財産とはいえ関係者の同意が前提となる。多目的に有効活用することは必要である。

(97) ため池の用途を廃止し、

(98) 有効活用として宅地造成を行うことも一つの方法であると思う。

(99) 譲与を受けた財産とはいえ関係者の同意が前提となる。多目的に有効活用することは必要である。

(100) ため池の用途を廃止し、

(101) 有効活用として宅地造成を行うことも一つの方法であると思う。

(102) 譲与を受けた財産とはいえ関係者の同意が前提となる。多目的に有効活用することは必要である。

(103) ため池の用途を廃止し、

(104) 有効活用として宅地造成を行うことも一つの方法であると思う。

(105) 譲与を受けた財産とはいえ関係者の同意が前提となる。多目的に有効活用することは必要である。

(106) ため池の用途を廃止し、

(107) 有効活用として宅地造成を行うことも一つの方法であると思う。

(108) 譲与を受けた財産とはいえ関係者の同意が前提となる。多目的に有効活用することは必要である。

(109) ため池の用途を廃止し、

(110) 有効活用として宅地造成を行うことも一つの方法であると思う。

(111) 譲与を受けた財産とはいえ関係者の同意が前提となる。多目的に有効活用することは必要である。

(112) ため池の用途を廃止し、

(113) 有効活用として宅地造成を行うことも一つの方法であると思う。

(114) 譲与を受けた財産とはいえ関係者の同意が前提となる。多目的に有効活用することは必要である。

(115) ため池の用途を廃止し、

(116) 有効活用として宅地造成を行うことも一つの方法であると思う。

(117) 譲与を受けた財産とはいえ関係者の同意が前提となる。多目的に有効活用することは必要である。

(118) ため池の用途を廃止し、

(119) 有効活用として宅地造成を行うことも一つの方法であると思う。

(120) 譲与を受けた財産とはいえ関係者の同意が前提となる。多目的に有効活用することは必要である。

(121) ため池の用途を廃止し、

(122) 有効活用として宅地造成を行うことも一つの方法であると思う。

(123) 譲与を受けた財産とはいえ関係者の同意が前提となる。多目的に有効活用することは必要である。

(124) ため池の用途を廃止し、

(125) 有効活用として宅地造成を行うことも一つの方法であると思う。

(126) 譲与を受けた財産とはいえ関係者の同意が前提となる。多目的に有効活用することは必要である。

(127) ため池の用途を廃止し、

(128) 有効活用として宅地造成を行うことも一つの方法であると思う。

(129) 譲与を受けた財産とはいえ関係者の同意が前提となる。多目的に有効活用することは必要である。

(130) ため池の用途を廃止し、

(131) 有効活用として宅地造成を行うことも一つの方法であると思う。

(132) 譲与を受けた財産とはいえ関係者の同意が前提となる。多目的に有効活用することは必要である。

(133) ため池の用途を廃止し、

(134) 有効活用として宅地造成を行うことも一つの方法であると思う。

(135) 譲与を受けた財産とはいえ関係者の同意が前提となる。多目的に有効活用することは必要である。

(136) ため池の用途を廃止し、

(137) 有効活用として宅地造成を行うことも一つの方法であると思う。

(138) 譲与を受けた財産とはいえ関係者の同意が前提となる。多目的に有効活用することは必要である。

(139) ため池の用途を廃止し、

(140) 有効活用として宅地造成を行うことも一つの方法であると思う。

(141) 譲与を受けた財産とはいえ関係者の同意が前提となる。多目的に有効活用することは必要である。

(142) ため池の用途を廃止し、

(143) 有効活用として宅地造成を行うことも一つの方法であると思う。

(144) 譲与を受けた財産とはいえ関係者の同意が前提となる。多目的に有効活用することは必要である。

(145) ため池の用途を廃止し、

(146) 有効活用として宅地造成を行うことも一つの方法であると思う。

(147) 譲与を受けた財産とはいえ関係者の同意が前提となる。多目的に有効活用することは必要である。

(148) ため池の用途を廃止し、

(149) 有効活用として宅地造成を行うことも一つの方法であると思う。

(150) 譲与を受けた財産とはいえ関係者の同意が前提となる。多目的に有効活用することは必要である。

(151) ため池の用途を廃止し、

(152) 有効活用として宅地造成を行うことも一つの方法であると思う。

(153) 譲与を受けた財産とはいえ関係者の同意が前提となる。多目的に有効活用することは必要である。

(154) ため池の用途を廃止し、

(155) 有効活用として宅地造成を行うことも一つの方法であると思う。

(156) 譲与を受けた財産とはいえ関係者の同意が前提となる。多目的に有効活用することは必要である。

(157) ため池の用途を廃止し、

(158) 有効活用として宅地造成を行うことも一つの方法であると思う。

(159) 譲与を受けた財産とはいえ関係者の同意が前提となる。多目的に有効活用することは必要である。

(160) ため池の用途を廃止し、

(161) 有効活用として宅地造成を行うことも一つの方法であると思う。

(162) 譲与を受けた財産とはいえ関係者の同意が前提となる。多目的に有効活用することは必要である。

(163) ため池の用途を廃止し、

(164) 有効活用として宅地造成を行うことも一つの方法であると思う。

(165) 譲与を受けた財産とはいえ関係者の同意が前提となる。多目的に有効活用することは必要である。

(166) ため池の用途を廃止し、

(167) 有効活用として宅地造成を行うことも一つの方法であると思う。

(168) 譲与を受けた財産とはいえ関係者の同意が前提となる。多目的に有効活用することは必要である。

(169) ため池の用途を廃止し、



岩井美保子議員

農業体験・海産物へのかかわりを

問 食育基本法が昨年7月に制定された。その後「食育」という言葉が大変飛び交っているが、その前に食農教育がとても重要なことだと思っていた。

農業には「土を耕す」という言葉があり、教育には「心を耕す」という言葉がある。この耕すという言葉に、共通の文化があると思っていて。

現在産業振興課がナシづくり体験支援対策事業として、子どもを対象に行っているが、野菜も取り組む考えはないか。

答 (山田教育長)

食育が食事の安全やマナー・栄養バランスなど、食べることへの指導が中心であるのに対し、食農教育は、食材を生産する農業そのものを学習することに視点が置かれてい



畠を借りてトマトづくり

ると認識している。
現在小学校では、学校

園や近くの畠を借りてトマトや夏野菜などを栽培し、調理実習の食材に利用するなど、農業や農作業の体験を学習に取り入れている。

教育・食農は、昔は家庭の食生活を通して伝えられていたが、家庭教育

農業だけでなく海産物へのかかわりを子育ての中を取り入れていきたい。
また本町には港もあり、農業だけでなく海産物へ

の不十分さや、食生活の乱れなどで新たな課題が生まれている。

引き続き学校教育・社会教育をはじめ、地域の

人々と課題解決に向け取り組んでいきたい。

問 高規格道路完成に伴う県道旧奈和西坪線の改良計画はどうなっているか。

(1) 高規格道路から、県道旧奈和西坪線を通って9号線に出ようとする車が交差点の信号で止まり、連なると、町道の通行ができなくなると心配する。

御来屋駅西側(日興タクシー付近)はどのように改良されるか。

(2) その解消のため、町道との交差点に信号機を付ける必要があるのでないか。

答 (山口町長)

御来屋駅西側に信号機を

関係機関と協議中

は交差点での渋滞緩和のため、新たな右折レーンの設置であり、これに伴い現在の歩道がその分西側に移動する計画である。
(2) 信号機設置の必要性は十分認識している。

担当課と協議し、今年4月に県土整備局と八橋警察署に信号機設置の要望を行い、協議を進めている。

4月に県土整備局と八橋警察署に信号機設置の要望を行い、協議を進めている。

高規格道路から、県道旧奈和西坪線を通って9号線に出ようとする車が交差点の信号で止まり、連なると、町道の通行ができなくなると心配する。

御来屋駅西側(日興タクシー付近)はどのように改良されるか。

事件・事故は大丈夫か

問 全県で遺憾な事故や事件が発生し社会問題となっている。

町民は心配している。(1) 裏金はないか。

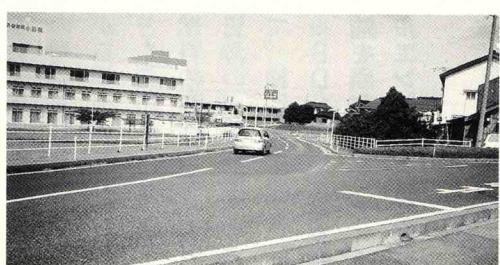
(2) 飲酒運転等どう指導しているか。

処分規定はあるか。

飲酒運転、あるいは酒気帯び運転をし、人的・

物的損害、自損事故を起こした者は免職となる。

酒気帯び運転をし検挙されたりで他に損傷を与えない時は停職となる。



信号機が欲しい御来屋駅西側

(1) 改良工事の大きな目的

歳入歳出予算とも議会

答 (山口町長)

監査委員により、例月

出納検査や決算審査が厳

正に行われている。

だいせん議会だより 第6号

泊・輸送・飲食・土産品業等すそ野の広い産業である。観という字は、「見せる、示す」という意味もあり、光は、その地域の光ということである。つまり、地域の素晴らしい部分を見る、あるいは見せるのが観光といふことになるかと思う。

リーフレット的なものも検討



吉原美智恵議員

目前にスポーツレク祭、年に全国和共能力共進会の開催が予定されている。PRをしなくとも多数の方々が来町される大きなチャンスである。町民の皆

答
（山口町長）
観光事業者はもとより、
全ての町民が「おもてなしの心」を持つて接すること
が大切であることは全く同感である。



いよいよ来年に迫った全国和牛能力共進会

町を再発見し、いつ、どこでも道を尋ねられたら、笑顔でスッとこのパンフレットを差し出せたら、もてなしの心を發揮できるのではないか。来町された方が安心され印象を良くされれば、観光の原点でもあるリピーターを増やすこともできるのではないか。

測を広くEBする機会と認識している。いろいろな角度から大山町の資源・歴史・文化の啓発も含めた誘導をしていくための計画を進めている。

世界遺産として登録してはどうか。

大神山神社奥宮や大山寺、阿弥陀堂、僧坊跡等も無数にあり、三徳山と並んで開山以来約1300年の歴史を持っている。文化遺産価値についてはどうか。

大神山神社奥宮や大山寺、阿弥陀堂、僧坊跡等も無数にあり、三徳山と並んで開山以来約130年の歴史を持つていて、文化遺産価値についてはどうか。

問 県西部最大の観光資
源は大山である。

大山を世界遺産に 望ましいが決め手に乏しい

A black and white photograph showing Mount Iwate (Iwateyama) in the background, a large, rounded mountain. In the middle ground, there is a modern, multi-story building with a light-colored facade and dark-framed windows. In front of the building, a road with several cars is visible, along with some trees and utility poles. The foreground is a flat, open field or grassy area.

ある顕著な普遍的価値を有する資産、国宝等は現在大山ではなく、重要文化財だけで決め手に乏しい状況にある。

当面は教育委員会が現在進めている僧坊跡の調査をもとに国指定の史跡をめざし、指定後の継続調査や復元事業による保護と活用の中併せて検討を重ねる。

現在、文化庁の指導を受けながら総合的な調査を継続しており、平成20年をめどに国の指定を受けるよう取り組んでいく。

文化遺産は、国指定の重要文化財が建造物で3棟、美術工芸の部門で5件が指定されている。

（山田教育長）
答

答
(山田教育長)

大山を世界遺産に



野口俊明議員

日本の名峰第3位に輝いた大山

問 大山町は、兼業農家が大半であり、高齢化が進む中、國の方針は個別経営では4ヘクタール、集落営農では20ヘクタール以上の加入条件では、零細農家は不安でならない。また、毎年毎年変わることで、理解ができない。農業をどうしたらしいんだろう

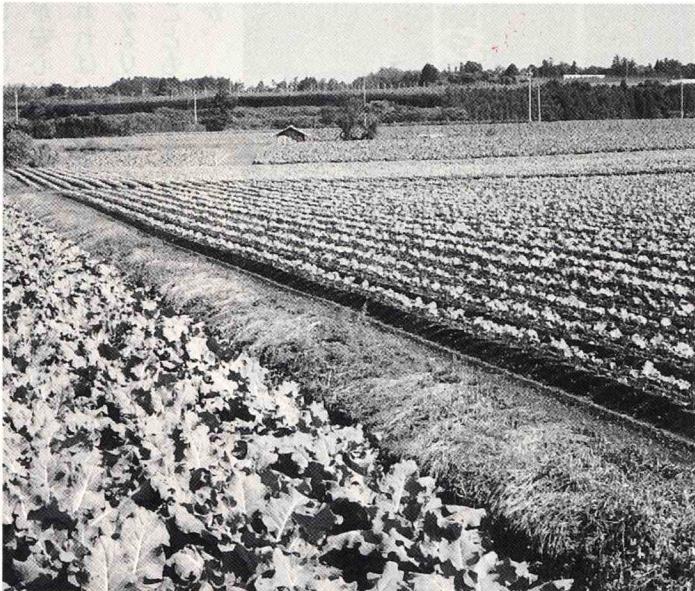


小原力三議員

答 (山口町長) 集落営農を含めた、集落における担い手を育成する必要があると考えるが、町独自の補完するような施策は、難しい課題

新農業対策の対処方法

町独自の補完施策は難しい



西日本一を誇るブロッコリー

か、規模拡大が集落営農への参加などの選択肢を迫られている。

麦や大豆だけの品目横断的には、限界があると思われるが、経営基盤の強化を図る中、町独自の農業対策としての補助金は。

国 地域振興政策と一
体的に、町内にある特產物にどう高付加価値をつけながらブランド化していくのか、関係機関と協力し推進していく。

担い手農家とか、集落営農に特化した品目横断的経営安定化対策事業、中山間地直接支払い制度の平地版など、農政の改革は当分この方向でいく

だと思っている。
支所に保健師が常駐しない不安、町が広くなつたためのサービス低下の心配、不十分な窓口対応等々、町民の不安を感じる声を聞くが、どのような対応をしているのか。

答 (山口町長) 介護保険の新予防事業では、介護保険の対象にはならないが、将来介護が必要となる可能性の高い人を対象に認知症予防

が一体となり、高齢の方が最後まで大山の地で暮らせる



機能訓練 まず自己紹介をします

教室や、機能訓練、地域に出かけ転倒予防教室等を実施し、一定期間毎にセントーがスタートして、5カ月経った。健康づくり・健康相談・介護予防教室が実施されているが、利用状況はどうか。また効果の事例はあるか。

各種検診も実施されて

いるが、検診後のケアは十分に行われているか。支所に保健師が常駐しない不安、町が広くなつたためのサービス低下の心配、不十分な窓口対応等々、町民の不安を感じる声を聞くが、どのような対応をしているのか。

検診後の対応は、月1回医師、保健師、栄養士による健診相談をしている。今までに5集落、80人の方が受診された。保健師、栄養士

に、体制の充実強化、町民のニーズにいかに応えていかか考え、活動している。

窓口対応については、職員一人ひとりが、保健師や栄養士と同じ思いの中で、町民の立場にたつてこの課題について協議している。



遠藤幸子議員

町民の中で活動している

保健師の顔が見えない

子育て支援の拡充を

当面現状のまま



岡田 聰議員

問 我が国の合計特殊出生率は、05年に1・25（前年比0・04%減）にまで落ち込み5年連続で過去最低を更新した。国

の施策に上乗せして大山町独自の施策、例えば、

（前年比0・04%減）に

まで落ち込み5年連続で

過去最低を更新した。国

の施策に上乗せして大山

町独自の施策、例えば、

（前年比0・04%減）に

乳幼児健診 なんでも相談して下さい



病児・育児デイケアの設置、乳幼児の医療費補助、第3子以降の妊婦の健康診断料補助などを打ち出し若者定住促進とひいては出生率減少に歯止めをかけ、大山町活性化に資する考えは。

答 （山口町長）

病児保育は、非常に難しい課題があり実施困難。しかし、回復期の園児に対する病後児保育は引き続き実施していきたい。

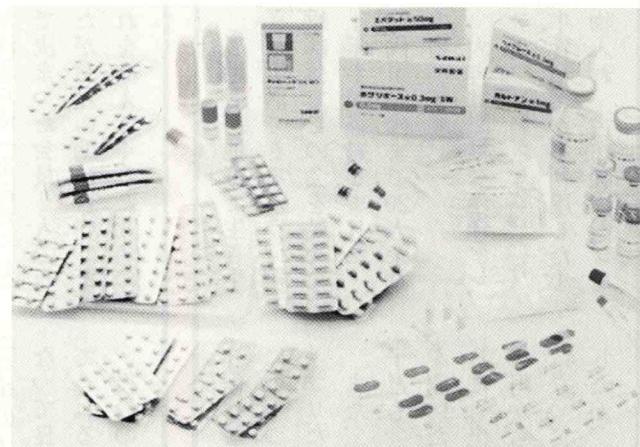
乳幼児の医療費補助は、大山町独自の施策で「子育て支援医療費助成制度」として継続している。

妊婦の健康診断料は第1子から2回分を補助している。補助回数を増やすとか、第3子以降の14回分全額補助は、県内市町村から突出するため現

状のままでいきたい。

後発医薬品の使用を増やせ

使用を図っていく



ジェネリック医薬品

発医薬品（ジ
エネリック）

の採用拡大
はどうか。

欧米では50

%以上のシェアに対し
我が国は17%に満たない

使用率だそうである。

安価で良質な後発医薬

品の採用は、患者の経済的負担を軽減し、医療保

険財政の効率化が図れる

と考えるがどうか。

答 （山口町長）

先発医薬品の特許が切れた後、成分や規格等が

同一であるとして、臨床試験などを省略して承認

される医薬品が後発医薬品で、安価で半額以下のものもある。政府も使用

環境整備を図る観点から

**包括支援センター
は機能しているか
スタッフは
超多忙**

問 地域包括支援センタ

ーは十分に機能を果たしているか。保健師3人で

町民のニーズに十分に応えているか。大山地区では保健師や栄養士が身近に居なくて相談や指導を頼みたくても気軽にできない等の不満が多い。仕事量の多い初年度だけで医療費削減の一策として、後発医薬品（ジエネリック）として、後発医薬品（ジエネリック）の採用拡大はどうか。

指摘のとおり後発医薬品の採用は、患者の経済的負担を軽減し、また、医療費削減の一策として、後発医薬品（ジエネリック）として、後発医薬品（ジエネリック）の採用拡大はどうか。

欧米では50%以上のシェアに対し

我が国は17%に満たない

使用率だそうである。

安価で良質な後発医薬

品の採用は、患者の経済

的負担を軽減し、医療保

険財政の効率化が図れる

と考えるがどうか。

町民のニーズに十分に応

えているか。大山地区で

は保健師や栄養士が身近

に居なくて相談や指導を

頼みたくても気軽にでき

ない等の不満が多い。仕

事量の多い初年度だけ

で医療費削減も期待でき

るが、成分は同じでも製

造技術が異なり、先発

医薬品と全く同質の物は

作れないようであり、更

にメーカーからの情報提

供が少ないなど、まだ医

療機関の信頼度が低く使

用に積極的でない。

町営診療所では、4カ

所の内2カ所で数種類使

用している。メリットも

あるので、徐々に使用を

図つていただきたい。患者さ

んの希望があれば、院外

処方で対応できる。

答 （山口町長）

医師と4名のケアマ

ネージャー（内保健師3

名）、3B体操指導者1

名の計6名のスタッフを

中心に積極的に事業活動

している。

新予防給付者（要介護1・2）1200人の認定調査の内8月現在で500人を終えたところ。

また、介護予防事業もあ

り超多忙であるが、現状

のままでいきたい。

運営協議会は遅れてい

るが、10月中旬に開催し

行う事業について、公正・

中立の立場で審議しても

らう。

みんなのひろば

声



(樅 原)

樅原ほほえみ会 (元気になる会)

真島 悅代

高齢者が地域で生き生きと生活できるよう、樅原部落でこの会を始めて4年半が経過しました。60代～90代まで20人余りの集いです。

内容は簡単な体操をし、テーマソングを歌ったり、牛乳パックを利用した小物入れ、古布利用のゾウ

り作りなど色々です。時には手づくり石けん、ゴキブリだんごも作ります。

また、調理実習を組み、子ども会を招いて作品展を開いたり、ふる里まつりにも出展しています。

町からの補助金が新町になつて一度なくなりましたが、町長さん、福祉

保健課長さんの支援で再度対象にしていただきました。ありがとうございます。

会員の方々に出会うと今度はいつですかと待つておられます。

今後とも人と人をつな

り合うか。親を尊敬し、親子が愛し愛され、価値観を共有し合うことが大切だと思います。

ご夫妻の願いは、私たちに発信された、メッセージ

が筑かれるのでしょうか。

国際社会では、宗教間の価値観の相違から紛争が絶えない。日本でも、お互いの違いを認めることができないから、あらゆる差別が無くならない。はどうすれば良いのだ



(下田中2区)

命名の儀に思う

前田 文雄

ご夫妻の願い「悠」に込め「悠仁」さまと命名された。

偶然にも長女の名は「悠里」。「悠」という文字のもつ意味である「ゆつたりとした人生」という願いに、意を同じくしたことを光榮に思います。

また、「慈しみの心を持つ」という意味がこめられた「仁」。弱者への慈しみや哀れみだけではなく、動物や虫や草木などを含め、生きとし生けるもの全てと共に生きる謙虚で、優しく、強い気持ちです。その心があつて

はじめは嫌々なった役員でしたが、4月の役員会で他の役員さんと話もはずみ、いつの間にか役員会がひとつつのサークルのようになっていました。

役員の役決めはなかなか決まり、「あみだくじ」で決まった会長2人でした。お互い助け合い、それを支えてくれた8名の

役員さんたちのおかげで、行事の内容を決める役員会も話がスムーズにまとまり、何より先生と役員さんとの連携もどれ無事半年が過ぎました。

今年役員になった人が「今年のメンバーで役員になつて良かつた」と言つてくれる人もいました。

役員の仕事も大部分が終わりましたが、子どもたちが元気で楽しく保育所生活を過ごすことがで

きるように、先生と連携を取りながら、残りの半年も今のメンバーで協力し合い、最後までがんばつて役員をやりとげたいと思います。

大山寺で修行し、信長に焼かれた延暦寺を再興した高僧豪円につわる話や、妻木から文武天皇の妻となつた玉清姫の話などを知り、改めて大山の歴史の奥深さを知りました。

様々な「大山の恵み」いつまでも大切にしていきたいですね。

あとがき

秋も深まり大山の紅葉が美しい季節になりました。天気の良い日は紅葉狩りにでも行きたいですね。

先日、地元の作家伯耆坊俊夫さんが書かれた「小説・豪円和尚」の出版記念会に行つきました。

西山富三郎委員長、岡田副委員長、遠藤幸子委員、吉原美智恵委員、西尾寿博委員、近藤大介委員長の5名で行つた。

《広報委員会》

委員長	西山富三郎
委員	岡田 聰
委員	遠藤 幸子
委員	吉原美智恵
委員	西尾 寿博
委員	近藤 大介